

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21500721

研究課題名（和文）

消費者による協同組合運動の大規模化・広域化に関する日・英比較研究

研究課題名（英文）

The Integration of Consumers Co-operative Movements in Japan and Britain

研究代表者

杉本 貴志（SUGIMOTO TAKASHI）

関西大学・商学部・教授

研究者番号：90319608

研究成果の概要（和文）：

現在急速に事業の統合・広域化を進める消費者生活協同組合がいかなる課題を抱えているか、日本とイギリスの生協について現地調査と理論的考察を進めることにより、「非営利・協同」の事業体として独自の存在意義を訴えることに成功することができたならば、こうした統合化は流通業界におけるユニークで強力な事業体に生活協同組合を発展させ得るものであることを確認することができた。しかしそれは同時に、組合員の「参画型民主主義」という生協本来の価値を揺るがしかねないものでもあって、その解決のためには「ステークホルダー民主主義」のモデルを模索し、確立することが、今何よりももとめられていることを論じ、考察した。

研究成果の概要（英文）：

This study focused on the integration of Japanese and British consumers co-operative movements. A national combined movement will be able to establish a strong unique image of non-profit business whereas member-oriented democracy of co-operative movement could be threatened by a giant of the organisation. Multi-stakeholder model of co-operative democracy should be scrutinized.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：協同組合、生協

1. 研究開始当初の背景

戦後日本の消費者協同組合は、消費生活協同組合法の規制の下で、その事業区域を都道府県内に強制的に限定され、否応なく地域に

密着する形で事業と運動の展開を図らなければならなかった。2007年、生協法が改正され、この「県域規制」はわずかに緩和されたが、県域を越えた事業の全国展開は、結局のところ、この改正によっても認められるこ

とがなかったのである。

1990年代、流通業界における競争の激化によって、生協に負わされたこうしたハンディキャップが、他のチェーンストア業者との競争上、致命的であると意識されるようになると、生協陣営は課せられた法の枠内で、その対処を図ることとなる。それが、各県の生活協同組合が共同で設立する県域を越えた共同卸売機関＝「事業連合」である。各ブロックに設けられた事業連合に、全国の主要生協のほとんどが加盟し、商品仕入れの共同化のみならず、共同カタログの作成、注文システムの統一、店舗の標準化等々、生活協同組合における事業のあらゆる側面で、この事業連合が指導的な役割を演じているというのが、研究開始時における日本の生協の姿だった。

いうまでもなく事業連合は、規模の利益の追求・確保という点で、生協経営に大きな利益をもたらすものであるけれども、生活協同組合が消費者による民主的・非営利事業体であり、地域の生活者の運動体でもあることを考えれば、そこにはさまざまな問題・課題が浮上してくる。国内の生活協同組合研究が抱える最大の課題のひとつは、新しく事業連合時代を迎えた生協運動がいかなる問題点を抱えているかを明らかにし、その解決の道筋を示すことにあった。

本研究は、そのような背景から企画され、遂行されたものである。

2. 研究の目的

このような実践と研究のコンテクストのなかで、本研究がめざしたのは、日本とイギリスの消費者協同組合を主たる研究の対象として、

(1) 統合化・広域化のあり方にはどのようなものがあり得るのか、単位組織を維持したままの連合化なのか、合併による完全な組織統合なのかといった類型を示すこと

(2) そのそれぞれにおいて、統合化は事業面においてどのような影響を及ぼすものであるか、そのメリットとデメリット、そしてそれを確保するための条件等を究明すること

(3) そのそれぞれにおいて、統合化が協同組合の運営・ガバナンス、とくにその民主的構造やプロセスに対して与える影響を考察すること

である。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、本研究は、文献・資料をもとにした理論的研究と、協同組合による事業・運動の現地調査との2側面から研究を遂行した。

(1) 理論的研究としては、これまでの協同組合研究において、ガバナンス論がいかに展開されてきたかを追跡し、そのなかで協同組合の連合組織(二次組織)がいかなる位置づけをされてきたのかを調査した。その上で、ステークホルダー協同組合論の立場から、二次組織を視野に入れた新しい協同組合民主主義を展開する必要を考察した。そのなかでは、消費者協同組合とその連合組織のガバナンスを考えるために、農協その他の生協以外の協同組合のガバナンスについても考察した。

(2) 現地調査としては、事業連合に加盟する関西、九州、関東、東北その他の日本の生協について、事業と組織を調査した。また全国統合を果たしつつあるイギリスの協同組合について、大規模化したコーペラティブ・グループの店舗を視察することで、その事業展開を調査するほか、競合企業や店舗周辺の流通環境について、さらにはあえてこうした統合化に与しないという選択をした地方の小規模生協の実態について、現地に赴いて調査した。また、こうした日・英の協同組合を比較研究するための参照事例として、強力な全国的事業を展開するスイスの生協についても、調査を行った。

4. 研究成果

本研究によって、以下に掲げるような雑誌論文その他10本以上の論考を公表することが出来たが、その主な要点をあげれば、以下のようなになる。

(1) 非営利・協同を掲げる協同組合といえども、事業を営む以上、そこに「規模の利益」が存在することはいうまでもない。しかしそうした規模の利益の追求は、消費者協同組合とスーパーマーケットなど競合営利企業との差異を見えにくいものとする要因のひとつである。つまり、規模の利益は必ずしも協同組合の事業上の利益と直結するものではない。

(2) しかし、連合化・統合化が、協同組合の独自性をより明確にする方向で展開されるのであれば、そこでは協同組合らしい事業

展開が規模の利益を伴って強力に推進され得る。英国生協が全国統一ブランドで倫理的な事業体であることを強調し、フェアトレード事業などで躍進したことは、それを証明している。

(3) 一方、広域化や連合化が組合員の民主的組織である協同組合の運営・ガバナンスに与える影響は深刻かつ複雑なものであり、生活協同組合に対して、多様な課題を突きつけている。

① まず、組織が大規模化することにより、組合員は小規模時代のような一枚岩の存在ではなくなる。組合員意識が多様化した生協において、意見を吸収し、それを事業に反映させるためには、従来とは異なった仕組みが必要となる。

② さらに、事業連合等の二次組織が結成されることにより、大規模化だけではなく、意思決定メカニズム（権力機構）の重層化・多層化という問題に生協は直面している。たとえ単位生協において組合員民主主義が貫徹できたとしても、それに関係なく、その上部組織においてさまざまな意思決定がなされるのであれば、組合員民主主義は形骸化してしまう。しかし、そうした上部組織にいかに関与の参画を盛り込むのか、その解はまだ見つかっていない。

③ それは下部組織としての二次組織についても言えることであって、協同組合が子会社的な組織を持った場合についても、同様の問題が生じる。その組織のガバナンスのあり方が、組合員民主主義という観点から問題となるのである。

④ さらに、組合員民主主義から一歩進んで、多様なステークホルダーを視野に入れた民主主義を考えると、問題と課題はより複雑なものとなる、とくに協同組合で働く人々の問題は産業民主主義としてきわめて重要であるが、この問題はウェブ夫人による生産組合批判以来、協同組合の実践と研究において棚上げされてきた。しかし近年、生協において事業連合化や個配へのシフトが進むと同時に、大量の非正規労働者が生協事業に流入している。今や委託労働なしでは生協の事業は成り立たないという現状がある。したがって、これからの協同組合論はこうした人々をも対象とした、マルチ・ステークホルダー協同組合論として事業論やガバナンス論を構築する必要がある。

こうした成果は、伝統的な協同組合民主主義論、民主的事業論から一歩進んだ新しい協

同組合論を今後展開する上での礎となるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

① 杉本貴志, 協同組合の二次組織と組合員参加, 『協同組合経営研究誌にじ』(JC総研) 637号, 査読無, 12-20ページ, 2012年.

② 杉本貴志, 日本における協同組合民主主義 — その成果と課題, 『生協評論』(韓国iCOOP協同組合研究所) 6号, 査読無, 2012年刊行予定.

③ 杉本貴志, 大阪における消費者協同組合運動の展開(1) ~ 20世紀前半の消費組合運動と生協運動, 『都市経済の諸相』(関西大学経済・政治研究所研究双書第152冊), 関西大学経済・政治研究所, 査読無, 143-172ページ, 2011年.

④ 杉本貴志, 協同組合事業の特性, 『協同組合の新たな展開—連帯経済の担い手として—「協同組合の新たな展開に関する研究委員会」報告書』労働者福祉中央協議会(中央労福協)・公益財団法人連合総合生活開発研究所, 査読無, 44-50ページ, 2011年.

⑤ 杉本貴志, 組合員民主主義の深化とステークホルダーの全面参加, 『協同組合の新たな展開—連帯経済の担い手として—「協同組合の新たな展開に関する研究委員会」報告書』労働者福祉中央協議会(中央労福協)・公益財団法人連合総合生活開発研究所, 査読無, 139-143ページ, 2011年.

⑥ 杉本貴志, 協同組合史の新天地 ~ 「新ビジョン」を描くための「歴史」と「総括」, 『協同組合経営研究誌にじ』(JC総研 日本協同組合総合研究所) 636号, 査読無, 14-19ページ, 2011年.

⑦ 杉本貴志, 協同組合における組合員と組合員意識の多様化, 『協同組合経営研究誌にじ』(協同組合経営研究所) 631号, 査読無, 7-16ページ, 2010年.

⑧ 杉本貴志, レイドロー報告 30年と協同組合民主主義, 『協同組合研究』(日本協同組合学会) 29巻3号, 査読無, 27-30ページ, 2010年.

⑨ 杉本貴志, ヨーロッパにおける協同組合のフェアトレードへの取り組み, 『にじ』2009年秋号(627号), 査読無, pp. 80-90, 2009年.

〔学会発表〕(計3件)

① 杉本貴志, 協同組合民主主義再考, 日本協同組合学会第30回大会, 佐賀大学, 2010

年 10 月 24 日.

②杉本貴志, レイドロー報告 30 年と協同組合民主主義, 日本協同組合学会第 29 回春季研究大会シンポジウム, 東京農業大学, 2010 年 5 月 29 日.

③杉本貴志, Ethical Consumer と協同組合, 日本協同組合学会第 29 回大会, 酪農学園大学, 2009 年 9 月 13 日.

〔図書〕(計 2 件)

①杉本貴志『社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築』, 公募研究シリーズ 17, 全労済協会, 2011 年, 全 57 ページ.

②非営利・協同総合研究所いのちとくらし編『地域医療再生の力』, 新日本出版社, 2010 年. [分担部分 pp. 223-237.]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉本 貴志 (SUGIMOTO TAKASHI)

関西大学・商学部・教授

研究者番号 : 90319608